

名護総合療育外来における保健、 医療、福祉の連携に関する研究

落合靖男

要約：名護保健所にて乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診の事後指導および在宅心身障害児の療育を目的として、総合療育外来を設け、保健、医療、福祉が連携して処遇にあたってきたので、その結果について報告する。

見出し語：乳幼児健診、事後指導、保健所、福祉事務所、小児発達センター

私達は昭和55年5月より沖縄本島北部地区（名護保健所管轄）において、在宅心身障害児の療育と乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診の発達遅滞児の事後指導として名護保健所内に総合療育外来を設置し、そこに県の児童相談所、肢体不自由児施設（沖縄小児発達センター）保健所、北部福祉事務所、名護市福祉事務所が

連携して発達障害児の処遇にあたってきた。

本研究の目的は昭和58年から昭和63年までの処遇状況と昭和63年1月～12月の1年間に総合療育外来に受診した状況を示すと同時に、各機関の意見等について調べたので報告する。

尚、各機関の役割分担は初年度の研究発表に報告してある。

1. 昭和58年から昭和63年までの総合療育外来の処遇内容

年	医師診察	P T 機能訓練	S T 言語訓練	心理判定	保 育	その他	計
昭和58年	(99) 188	174	66	41	143	25	637
◇ 59年	(47) 111	107	88	32	53	20	411
◇ 60年	(70) 124	(26) 135	(26) 69	(30) 37		(3) 3	(155) 368
◇ 61年	(82) 138	(31) 234	(29) 88	(36) 39		0	(178) 499
◇ 62年	(67) 148	(41) 368	(27) 67	(56) 59		(2) 2	(193) 644
◇ 63年	(121) 164	(55) 359	(46) 127	(53) 71		(4) 4	(275) 721

* 沖縄小児発達センター

延べ人数、()は実数

(Okinawa developmental center in child)

II. 昭和63年1月～12月までの来所状況

来所のきっかけ		来 所 理 由							結 果		
		発 達 の 遅 れ			分娩麻痺	疾 病	X・O脚 内反外反	その他	異 常 な し	経 過 観 察	医療機関 及び他の 施設紹介
		運動機能 のおくれ	ことばの おくれ	身体発育 遅 延							
乳児一般健診	実人員 10	5		3			2		1	9	
1歳6カ月児 健 診	12		7	1			3	1		12	
3歳児検診	9		8				1			9	1
医療機関から の 紹 介	8	2		1		4		1		7	
保健婦から の 紹 介	30	5	19	4	1	1			2	28	
関係者から の 紹 介	6		6							6	
自 発	8	3	3			2			3	5	
そ の 他	2		2							2	
計	85	15	45	9	1	7	6	2	6	78	1

III. 各関連機関の取扱い件数

1) 北部福祉事務所

特別児童手当相談	80名
福祉手当相談	30名
障害児保育相談	4名
施設入所相談	3名

2) コザ児童相談所

心理判定相談	53名
--------	-----

3) 名護市福祉事務所

ことばの相談	21名
(障害児保育)	0

IV. 各関連機関の総合療育外来に対する意見

1) 保健所の意見

- ① 保健婦は地域において、健診の場や、訪問相談の場で問診により早期に発達の遅れに気づいても相談できる適切な専門

にいなかった。

- ② 乳幼児健診の事後指導が充分でないと子供が要経観、要指導になると親は不安のまま多受診になったり、関係機関をたらいまわしになったりする。
- ③ 発達障害のある乳幼児の場合、一般の病院では訓練指導は限られてくるし、継続指導も受けにくい。
- ④ 保護者は経済的な面の負担ばかりでなく、精神面にも子供の障害の受容は難しく、孤立し、ひきこもりになりがちであった。
- ⑤ 従来関係機関との連携にかなりの労力や時間を要したが、総合療育外来で解決できた。
- ⑥ 療育相談の定着で、管内小児科医師の

理解が得られ、ハイリスク児の紹介がなされ、早期療育につながり、又かなり重度の障害のある子供達でも施設入所ではなく、通所で訓練が受けられ母子関係も保たれ、地域の中に子供達が受けられていく態勢が出来ていくと田われる。

ロ) 北部福祉事務所の意見

- ① 乳幼児健診からチェックされた子供達が事後指導されると同時に児童相談所、福祉事務所が参加することで福祉サービスが受けられる。

事例として特別児童手当の申請（福祉事務所）、及び障害児保育の手続きの指導を行う。

- ② 今後の提言として

総合療育外来終了後ケース会議を持ちたい。

年に一回の保護者を対象とした研修会をもつべきである。

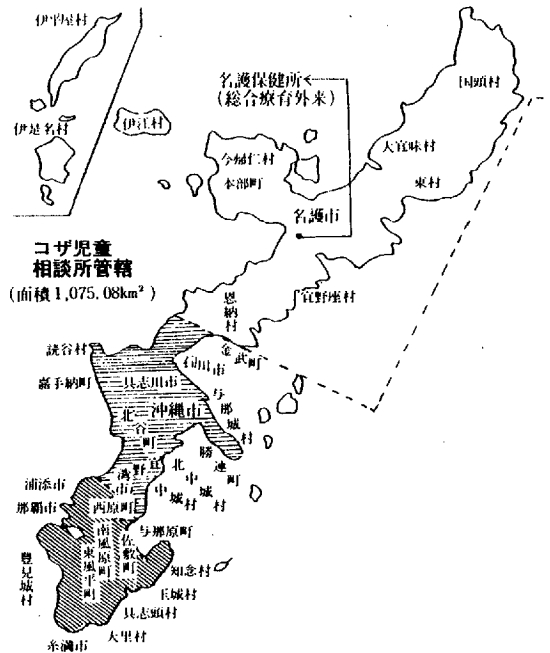
ハ) 沖縄小児発達センター、ケースワーカーの意見

- ① 北部地区総面積107,508km²、人口195,000人、50kmの範囲内には療育専門機関がないことと、離島を抱えていることから、医療、福祉の関連機関による出張型にすると、交通の便や経済的、時間的負担の軽減がはかられ、医療機関への渡り歩きが最少限にとどめられる。
- ② 北部地区における乳児健診、1歳半健診、3歳児健診の二次発達クリニックの機能を有し、広範囲な対象に利用できるシステムであり、及びハイリスク児の地

元一次医療機関との密な連携により早期発見、早期療育の普及化がなされ、保健婦、親の相談的役割にもなっている。

V. 今後の課題

- ① 北部地区と言っても広範囲のため、名護保健所まで遠距離の地域の人達にはさらに地元での事後指導の組織が必要である。
- ② 乳児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診の発達遅滞児の心理判定は児相のみであり、人的資源が少ない。
- ③ 各関連機関での勉強会が必要である。





検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:名護保健所にて乳児健診、1歳6ヵ月健診、3歳児健診の事後指導および在宅心身障害児の療育を目的として、総合療育外来を設け、保健、医療、福祉が連携して処遇にあたってきたので、その結果について報告する。